

条例・施行規則の抜粋

○大阪府立門真スポーツセンター条例（抜粋）

（設置）

第一条 体育及びスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供するため、大阪府立門真スポーツセンター（以下「センター」という。）を門真市三ツ島三丁目に設置する。

（利用の承認）

第二条 センター（共用利用に係るプール、アイススケート場、トレーニングルーム及び健康体力相談室並びに駐車場を除く。）を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。

一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（利用の承認の取消し等）

第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 センターの利用について、団体名、利用目的等偽りの申込みをしたとき。

二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。

三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。

四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

○大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則（抜粋）

（入館の制限等）

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

一 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがある者

二 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある者

三 承認なしに飲食物を持ち込み、若しくは販売し、若しくは商品その他の物品を陳列し、配布し、若しくは販売し、又はそのおそれのある者

四 前三号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

（設備の変更の禁止）

第十五条 利用者は、センターを模様替えし、又は設備を付加してはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により指定管理者の承認を受けセンターを模様替えし、又は設備を付加した利用者は、利用後直ちにこれを原状に復さなければならない。

（賠償）

第十六条 センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損したものは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

○大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等からの暴力団の排除）

第十条 府は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方（以下「元請負人」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

一 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（元請負人を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

二 元請負人又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止）

第十六条 暴力団員等は、事業者から当該事業者が第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

暴力団員等は、事業者から当該事業者が第十四条第三項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。